和歌山県日高郡日高川町大字老星
字氏神前　二七一番
二七二番一から二七二番三まで
二七四番及び二七五番
二七五番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県日高郡日高川町大字老星
字東田井　二一三番二　一号
二一四番　二号
字氏神前　二七四番　三号及び四号
二七二番一　五号及び六号
二〇二番四　七号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
観音谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
和歌山県東牟婁郡北山村大字七色
字里ノ上　七一七番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県東牟婁郡北山村大字七色
字西ノ浦　一一三番一　一号及び十号
地先水路敷
一二六番一　二号及び三号
一二八番二　七号
一二七番　八号及び九号
字里ノ上　七二〇番　四号
七一七番　五号及び六号

○国土交通省告示第千三百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇都迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県出水郡長島町山門野
字建石　二九三七番五　一号
二九三七番一三　二号及び三号
鹿児島県出水郡長島町川床
字宇戸　一四四八番六　四号
一四四九番一六　五号
一四五〇番　六号及び七号
字米之山　一四六六番　八号から十号まで
一四六九番一　十一号
鹿児島県出水郡長島町山門野
字宇都　二九三九番　十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
牛尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第千三百二十二号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県伊佐市大口牛尾
字宇津良　一九一〇番四三五　一号
一九一〇番二四八　二号
一九一〇番二五六　三号
一九一〇番二五七　四号
一九一〇番二五八　五号
一九一〇番二六〇　六号
一九一〇番二九五　七号
一九一〇番二九七　八号
一九一〇番二九九　九号
一九一〇番三三九　十号
一九一〇番三四一　十一号
一九一〇番三四〇　十二号及び十三号
一九一〇番三九六　十四号

○国土交通省告示第千三百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇都川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、平成二十五年国土交通省告示第千百四十一号で指定した同号二の土地の区域に含まれる、平成十九年国土交通省告示第六百三十六号で指定した同号九に掲げる土地の区域
鹿児島県薩摩川内市網津町
字宇都　五〇三二番一から五〇三二番三まで
字北宇都　五〇三四番
五〇三四番一から五〇三四番四まで
五〇四〇番一及び五〇四〇番二
五〇四二番一及び五〇四二番二
五〇四四番及び五〇四五番
五〇四六番一及び五〇四六番二
五〇四七番から五〇四九番まで
五〇五〇番一及び五〇五〇番二
五〇五二番一及び五〇五二番二
五〇五三番二及び五〇五三番三
五〇五六番
五〇五六番一から五〇五六番三まで
五〇五七番
五〇五七番一及び五〇五七番二
五〇五九番一及び五〇五九番二
五〇六〇番一及び五〇六〇番二
五〇六二番

○国土交通省告示第千三百七十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月一日付けをもって次の有害水バラスト処理設備を相当指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十三条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十一月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	製造者等の住所
第5号	Electro－Clee n™ System	ECS	Techcross Inc.	433, Noksansaneopb-uk-ro, Gangseo-gu, Busan, Korea

○近畿地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・二・六号南港山東線
三　事業施行期間　自平成二十八年十一月二十八日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　和歌山県和歌山市西小二里二丁目、松ヶ丘二丁目及び三丁目、西浜一丁目、二丁目及び三丁目、新高町、関戸一丁目並びに秋葉町地内
使用の部分　なし